

序説 越境地域協力から見た EU ガバナンス

関西大学経済学部

若森 章孝

EU の拡大と深化は一方では、政策領域ごとに多様化した国家を超える多元的な政策形成・実行の様式を生み出しているが、このような政策過程のあり方は、諸国家連合（政府間主義）アプローチでも連邦国家アプローチでも理解することはできず、EU における独自なガバナンスの仕組みまたは構造として理解されようとしている。EU の拡大と深化は他方で、EU の制度や価値観、安全保障政策が EU 周辺地域およびそのさらに外側にある地域にまで重層的に拡大することをともなっている。EU が 25 カ国に拡大した 2004 年に発表された欧州近隣諸国政策は、紛争防止といった安全保障の理由から EU 周辺地域の経済的安定を重視、周辺地域との国境を越えた地域経済圏の形成を提唱している。EU のガバナンスは、EU 内部における政策形成のあり方に関係するだけではなく、EU とその周辺地域との地域経済圏形成のあり方にも関係しているのである。EU ガバナンスはこのように、EU 内部におけるガバナンスおよび EU 周辺地域とのガバナンスという二つの側面からなっている。このような内部と外部からなる EU ガバナンスは、越境地域協力という視点から調査し考察することによって、もっともよく理解することができる。というものの、これから見ていくように、EU 域内国境における越境地域協力は、EU の地域（構造）政策の形成・実施との関連で、EU・中央政府・リージョン政府・地方政府間でのマルティレベル・ガバナンスのあり方を照らし出すからである。また、EU とその周辺地域との越境協力の研究は、経済協力による EU 経済圏の周辺への多層的な拡大がソフトな安全保障政策としての意味をもつことを明らかにするからである。

第 1 部「越境地域協力と EU ガバナンス」には、越境地域協力を EU の対内的ガバナンスおよび対外的ガバナンスとの関連で調査し、EU におけるガバナンスのあり方を積極的に議論している 6 つの論文が配置されている。

第 1 章では、1990 年代以降に展開された EU ガバナンスに関する 3 つの代表的な議論、ネットワーク・ガバナンス、マルティレベル・ガバナンス、クロスボーダー・ガバナンスに関する主要文献のサーベイがおこなわれる。Kohler-Koch et Eising(1999)は、EU ガバナンスをネットワーク・ガバナンスとして理解し、その特徴として、①政策形成ネットワークへの参加者の利害は固定的な所与ではなく、参加者のあいだの交渉プロセスの中で進化し再定義されること（従来の国民国家内のコーポラティズム的合意形成では、諸団体の利害は所与とみなされている）、②欧州委員会が政策課題にヨーロッパ的次元をあたえ、サブナショナルなアクターを政策形成の過程に参加させることを通じて、国家を超える共通利害形成および政策共同体の創出において積極的役割を演じること、③加盟国の国民国家の役割は上からの権威主義的分配から政策過程の触媒・活性剤としての役割に変化すること、の 3 点を指摘する。ネ

ットワーク・ガバナンス論は、従来の国民国家レベルのガバナンス（コーポラティズム）と比べた EU ガバナンスの特殊性を明らかにする試みとして登場したのである。

Hooghe et Marks(2001)は、マルティレベル・ガバナンスを多層的で多様な領域にまたがる分散的意思決定を記述する概念として定義したうえで、国家中心モデルとマルティレベル・ガバナンスとを対比する。国家中心的モデルによれば、EU における政策形成は、国民的領域内の政治的利害に制約される各国政府によって決定されるが、マルティレベル・ガバナンス・モデルによれば、EU の政策過程における意思決定の権限は各国政府によって独占されのではなく、さまざまなレベルのアクターによって分有され、欧州委員会のような国家を超える機関が政策形成において独立的な影響力をもつとともに、地域的・地方的アクターがナショナルおよび超国家的な領域で活動し、国家を超える政策形成に参加しているのである。このようなマルティレベル・ガバナンスがもっとも発達しているのが地域格差是正のための構造政策の領域であって、政策の意思決定と実行における欧州委員会、各國中央政府、地方政府の関係は階層的というよりも、交渉とパートナーシップの関係であり、多数の越境的な地方自治体および越境的団体の発展が国境を越える地域協力を展開している。この国境を越える地域協力のあり方や構造を理解し、それを理論的に位置づける枠組みとして、クロスボーダー・ガバナンス（越境地域協力の関係構造）論が展開されている。Jessop(2002)は 1990 年代における越境協力の進展をフォーディズムや国民国家の衰退との関連で理解し、EU 内の越境地域をイノベーションの独自的形態・生産と消費のための場・空間の新しいタイプを資本蓄積に提供するものとして位置づける。

Perkmann(2002a)は、国境を越える地域連合体であるユーロリージョンと越境地域協力の進展を「制度革新のプロセス」として、すなわち、新しく出現しつつあるネットワーク化されたヨーロッパの政策形成のあり方、とりわけパートナーシップと補完性の原理にもとづく EU 地域政策のあり方が地方・地域の自治体および他のアクターに開いた制度革新の機会への取り組みの特殊ケースとして理解する。パークマンによれば、ユーロリージョンと越境地域協力は、ジエソップのいうように資本主義的な生産・消費の変化に関係しているのではなく、政策の実行機関をもたない超国家的な政策形成者としての EU の出現によって開始された政策革新形態のひとつであり、EU 政策形成のマルティレベル・ガバナンス構造の構成要素である。

政治をポストナショナルと考えるような越境研究を提唱する Kramsch & Zierhofer(2005)は、「新しいトランサンショナルな政体が国境地域のなかでどのように生まれつつあるのか」を研究し、EU 内部の越境地域はもはやサブナショナルなレベルにあるのではなく、国境を越えるトランサンショナルなレベルにあることを強調する一方で、国家を超えるガバナンスの形態を作り出し越境地域の真の統合を妨げる構造的障害物として、越境協力における民主主義の赤字の問題があることを指摘する。たとえば、ドイツ・オランダ・ベルギーの国境地域にあるユーロリージョン、オイレギオ・マースラインは、民主的な正当性に欠けていて、管理運営に携わる者は別の組織から任命され、越境地域の選挙で選ばれてい

ないのである。国境のない諸地域のヨーロッパという EU 統合の実験としてのユーロリージョンはまた、EU ガバナンスにおける民主主義の赤字がもっとも鮮明に表れている地域でもある。

第2章では、EU の拡大・深化のプロセスと地域（構造）政策の決定・実行における民主的ガバナンスの模索とが一体的に押し進められ、EU ガバナンス白書（2001年）が指摘するように、「領域的多次元性（EU 委員会などの超国家レベル、国家レベル、ローカルレベル）におけるガバナンスのあり方と、ガバナンス主体の多元化、いいかえれば社会、市民諸組織をどう意思決定過程へと包含していくか、が問われている」という認識にたって、ガバナンスを「政府と社会という多次元的アクター間の新しい相互作用によるあらゆる経済的・社会的調整形態であり、その構造とプロセス」と定義したうえで、デンマークとスウェーデン間の国境地域であるオーレンスにおける国境を越える地域開発の複雑なガバナンス構造、とくに Interreg IIIA プログラムの実施に関するオーレンス地域開発におけるガバナンス構造とそこでの民主的ガバナンスのあり方・問題点を明らかにする。この章で注目すべきは、Interreg IIIA の実施を契機としながら国境を越える独自ないくつかの知識基盤型産業クラスター、とりわけメディコン（医薬複合）産業クラスターがオーレンス地域で形成され、オーレンス委員会、大学、医療・保険機関、医薬・バイオ企業、パテント・コンサルト企業などが参加する「メディコン・バー・アカデミー」が产学研官の知識プラットフォームの役割を果たし、自立的なネットワークのノードとなっているような経済ガバナンスが形成されていることである。ネットワークのコーディネーターを果たしているのが「メディコン・バー・アカデミー」というプラットフォームなのである。Interreg を管理運営してきたオースレン委員会はメディコン・バー・アカデミーに一員として参加するだけであって、学と産を中心とする自己組織的ネットワークが形成されつつある。この意味で、篠田は「多様な領域において、また多層的なレベルで形成される多元的主体によるガバナンス、それが本来の意味におけるガバナンスのあり方だとするならば、オーレンスという国境を越える地域レベルで、また特定経済分野において多元的主体によるこうしたガバナンスが生まれつつあるのである」と結論する。

第3章は、25カ国に増大した EU とその周辺諸国との越境協力のあり方の方向性を示した2つのレポート、「ワイダーヨーロッパ」（2003年）と欧州近隣諸国政策（2004年）が EU 周辺地域の経済的安定を安全保障・不法移民・国際犯罪・麻薬といった地政学的観点から重視し、周辺地域との地域経済圏形成を積極的に押し進める方針を提唱したという戦略的構図のなかで、EU の地中海南側諸国（MED）にたいする経済協力とユーロ・地中海自由貿易圏の枠組みを例にとって、「EU 加盟国とそうでない地域が重層的な経済関係構築を展開しつつあり、緩やかな形で EU 経済圏が周辺地域に拡大している様」を浮き彫りにする。内容に立ち入っていえば、第一に、バルセロナ宣言（1995年）の3つの柱、①政治と治安、②経済と金融、③社会・文化・人間にわたる EU と地中海沿岸諸国とのパートナーシップ協定にしたがって、2010年に向けての自由貿易圏の設立が MEDA（地中海南岸諸国に提供される

融資プログラム)による資金援助によって進められていくプロセス(いわゆるバルセロナプロセス)が分析され、EUが地中海諸国と結ぶFTAを含むPTA(特恵貿易協定)には、EUの法体系であるアキ・コミュノテール(人権や民主主義の尊重)が条件として含まれていることを見られるように、「FTAを通じて協定締結国の国内経済改革を促す」というEU委員会の戦略的意図が鋭く指摘される。第二に、拡大EUの周辺地域にたいする経済協力の条件として市場経済・人権・グッドガバナンス・安全保障・環境保護といった領域での規範と制度の共有化を求める欧州近隣諸国政策のもとで、EUとMEDとの従来の協力関係のあり方が刷新され、近隣諸国はMEDAプログラムによる資金援助を受ける必要条件として欧州近隣諸国政策の優先事項に焦点を当てたアクションプランの策定・提出を要請されるようになった事情および、2007年以降はMEDAプログラムとInterregプログラムを統合した新しい融資枠組みである「欧州近隣諸国パートナーシップ手段」が誕生するに至った経緯が明らかにされる。第三に、InterregIIIBの枠組みで推進されている、地中海南岸地域を対象としたMEDOCCプログラムのプロジェクトとその管理運営上の障害の検討を通じて、地中海南部とEU間での国境を越える地域経済圏形成の現状と可能性が分析される。

第4章では、ロシアの飛び地であるカリーニングラードを焦点としたバルト海地域における経済協力とセルビア・マケドニア・ブルガリア間の国境地域に形成されたユーロリージョンであるユーロバルカンズを例にとって、旧東欧諸国の国境隣接地域における越境協力組織・ユーロリージョンの数多くの形成とEUの地域(構造)政策のための資金(Interreg、旧東欧諸国を対象とするPHARE、ロシアを対象とするTACIS)による越境協力プロジェクトの推進は東欧国境地域の社会的経済的安定化という「ソフトな安全保障」を意図した政策であり、地方自治や市民社会が未成熟な東欧の国境地域において広義の安全保障上の関心からEU主導でいわば上から推進された越境地域協力には、国境を越える水平的な地域経済協力の促進のみならず、武器、麻薬・不法移民・テロに関する国境の管理と警察・司法協力が要請され、しばしば後者の要請が前者の要請に優越していることが明らかにされる。

第5章では、EUの中東欧への拡大によって生じた地域間格差の新しいタイプの問題とEU地域(構造)政策の新たな課題が旧東独・ポーランド・チェコの3カ国に隣接する国境地域に創出されたユーロリージョン、ナイセ・ニサ・ニュイサを例にとって考察され、中東欧地域における国境を越える地域経済ガバナンスの構造上の問題が分析されるとともに、越境的な新たな地域形成の可能性が展望される。EU地域(構造)政策の新たな課題としては、同じ東欧における国境地域でも反映する地域と構造的に停滞する地域では越境地域政策の課題が異なること、行政組織主導のユーロリージョンの管理運営を市民社会による新しいガバナンスへと転換させるためには、国境を越えて共通するソーシャル・キャピタル(文化・言語・歴史認識の共有、法律・税制の相違の調整、職業訓練・専門家教育のためのインフラ整備など)の育成と成熟が必要であること、などが指摘される。また、越境的な新たな地域形成の可能性に関しては、ユーロリージョンをInterregプログラムの実行のための行政的な地域間協力組織としてではなく、国境を越えるリージョン形成と越境的な地域経済の発展のため

の「地域空間概念」として理解する必要性が提唱され,NUTS 3 レベル(人口 15 万~80 万の地域単位)の国境隣接地域の連合体によって形成される,NUTS 2 レベル(人口 80 万~300 万の地域単位)の広さのユーロリージョンにおける相互関連の弱い多数の事業プロジェクトは,NUTS 1 レベル (300 万~700 万の地域単位でドイツの各州に相当) の行政主導の国境を越える地域総合計画モデルによって方向づけられることで国境を越える地域間協力の多様なネットワーク形成につながることが指摘される。

第 6 章は 1990 年代に急増した東欧諸国のユーロリージョンの典型的なケースとして,1993 年にポーランド・スロヴァキア・ウクライナ・ハンガリー・ルーマニアの国境地域に国境間紛争の予防策として創設されたカルパチア・ユーロリージョンを取り上げ,クロスボーダー・ガバナンスという視点からこの東一東型ユーロリージョンの仕組みと構造的問題点を明らかにする。カルパチア・ユーロリージョンは,5 つの国家,7 つの異なる民族,6 つの宗教,地域経済の周辺的性格 (市場アクセスの困難,地方市場の狭さ,高い失業率,インフラの未整備),大きな経済格差 (一人当たり GDP はハンガリーとウクライナで 10 倍の差),参加国の方の地方分権化段階の相違といった異種混合性によって特徴づけられる国境地域に設けられたユーロリージョンであることを反映して,そのクロスボーダー・ガバナンスのあり方は西欧型のユーロリージョンとは大きく異なっている。カルパチア・ユーロリージョンは,国境間地域紛争の予防によって EU 統合の東方拡大の下地を作り出したという点では評価されるが,構造的基金によるプログラムの実施を通じてクロスボーダー・ガバナンスを EU という「上」または外部から形成する契機はあるものの,越境協力のプログラムを共同で作り上げる仕組みは未成熟であり,国境をはさむアクター間の自主的な結びつきが前進していない点で,クロスボーダー・ガバナンスは萌芽状態にあるとみなされる。クロスボーダー・ガバナンスの十分な発展によって国境間経済協力を深化させていくための条件として、情報・意識の不足,代表の危機,参加の危機の打破の必要性が指摘される。カルパチア・ユーロリージョンは,東欧拡大・近隣諸国政策による越境協力の促進とシェンゲン協定による国境管理の強化とが衝突する地域にある。カルパチア・ユーロリージョンは西欧型の基準にしたがって東欧のユーロリージョンを考察できないことを示しているのである。

第 2 部には,国境を越える地域経済ガバナンスの展開との関連で,Interreg,越境的地域連合体としてのユーロリージョン,越境的な産業地区について分析した論文が配置されている。

第 7 章では,EU の拡大・深化が地域政策を拡大・深化させてきたことを確認したうえで、パートナーシップ原則と補完性原則が EU の地域政策に導入されたことによって、地域および地方が EU の政策過程における新たな次元として出現し、欧州委員会をコーディネーターとする共同体イニシアティブ、とくに Interreg による国境地域政策を通じて、超国家的レベルにおける統合の深化と域内の国境を越える地域統合とが同時に進行している構図が強調される。また、結束政策における Interreg の位置づけと Interreg の管理運営の機構、Interreg に先行して発展したユーロリージョン (自治体間の国境を超える協力関係) による地域統合の試み、さらに、越境地域協力のガバナンスなどが検討される。最後に、結束

政策と競争力(リスボン戦略)の両立を目標とする、欧州委員会による結束政策改革案(2007～2013年)とそこにおける越境地域協力の位置づけが検討される。

第8章では、地理的な周辺性と福祉国家という特徴を有し、北欧諸国間のクロスボーダー協力(北欧会議、北欧閣僚会議など)や地方分権化が進んでいる北欧における越境協力の特徴が概観され、さらに、スウェーデンにおける「リージョン発展協約」を例にとって、地域的属性重視のトップダウン型からリージョンの能力(クラスターなど)やイニシアティブを重視する現代的地域政策へのパラダイム・シフトが指摘されたうえで、スウェーデンをめぐる5つのInterregIIIAによる越境協力支援プログラム、とくにスウェーデン・デンマーク国境のオーレンス地域における知識集約型産業クラスターの形成と知識のプラットフォームとしてのメディコン・バレー・アカデミーの役割が描き出され、オーレンス地域統合を北欧での国境を越える地域経済ガバナンスの先行例として位置づける。最後に、北欧のInterregプログラムは、越境地域の協力と統合を妨げる税制・社会保障・労働市場等に関する相違を国家間レベルで調整する課題が残っているとはいえ、マルティレベル・ガバナンスによる「地域のヨーロッパ」を形成する有力な方法のひとつになっていると評価される。

第9章では、フランス・ベルギー国境地域におけるInterregを取りあげ、InterregIIIA(2000-2006)は、InterregI(1990-1993)とInterregIIA(1994-1999)の試行的な取り組みとその反省のうえにたって、越境的な地域協力を発展させ国境を越えた地域間統合を押し進めるというInterregの目的に応えるように運営されつつあることが、『事後評価報告書』や『中間評価』などの豊富なデータの分析によって明らかにされる。同時にまた、EUの先行例を示すようなこの国境地域でも、国境を越えた地域間統合を妨げる要因として、税制・法規制・行政制度における相違(例えば、越境的労働力移動を制限する資格制度や学位の相違)や文化的相違が存在することも指摘される。注目されるのは、国境を越えた地域間協力を進めるためにフランスとベルギーの5つの自治体連合から構成されたCOPIT(国境を越えた自治体間の恒久会議)の役割である。Interregから生まれたCOPITは、Interregプログラムの作成・実施の支援を含めて、国境を越えた地域間協力の発展および関連する自治体間のパートナーシップの促進に関して、コーディネーターとしての役割を演じている。結論として、フランス・ベルギー国境地域における約15年に及ぶ越境的地域協力の事業が、①市民間の交流と相互理解の促進によって、市民レベルにおいて文化的・制度的国境という障害を取り除くことに貢献していること、②フランス側のノール・パ・ド・カレー地域がフランス・ワロン・フランドル地域間統合の進展にその将来を賭けているように、Interregプログラムの実施は国境を越えた地域経済圏の形成と発展に貢献していること、③InterregIIIAのガバナンス構造(管理・運営機構と資金管理の仕組み)および国境をはさむ共同的な事業計画の作成・実地のための支援チームの存在など、Interregを推進する制度的枠組みが整備されていること、などの点において、EUにおける先進的な模範例として評価される。

第10章では、EU地域政策による越境地域協力プログラムInterregの制度化に先立って、

オランダとドイツの国境地域に創設されたもっとも古い5つのユーロリージョンを取りあげ,それぞれのユーロリージョンにおける越境的主体の形成と構成,中央政府や地方政府との関係,評議会・理事会構成員と意思決定の仕組み,ユーロリージョンと Interreg プログラムの管理・運営との関連,越境的な経済協力,越境的労働市場などが検討される。5つのユーロリージョンを創設の順に挙げれば,EUREGIO(1958), Euregio Rhein-Waal(1973),Euregio Mass-Rhein(1976),Ems-DollartRegion(1977), Euregio Rhein-Mass-Nord(1978)であって,このうち,ヨーロッパでもっとも古いユーロリージョンである EUREGI (エウレギオ) は,第二次世界大戦後の国境地域の信頼関係回復と繊維産業の危機,にともなう産業構造の転換に対応するために創設された。エウレギオ地域では現在,知識基盤型経済への転換にむけて中小企業を援助するためのプロジェクトが実行されている。Euregio Mass-Rhein の特徴は,最高意志決定機関である理事会に議員とならんで市民社会の代表 (商工会議所,大学,労組,環境・福祉・文化関係の NPO など) が参加していることである。

第11章では,ドイツ・オランダ・ベルギー国境地域に形成された越境的地域連合体であるユーロリージョン・マースライン (EMR) のガバナンス構造と Interreg プログラムの取り組みの特徴が明らかにされ,Interreg プログラムによるプロジェクトの詳細が説明される。とくに,アーヘン工科大学を拠点としたライフサイエンス・プロジェクトや新規投資家の誘致を促進するマースライン三角形プロジェクトが注目される。附論では,EMR を例にとって,EU の共通農業政策 (CAP) と Interreg プログラムの取り組みとの関連が分析される。

第12章では,ドイツ、フランス、スイスの3国が国境を接するライン河上流地域（上部ライン地域）における越境地域協力が取り上げられ、スウェーデン・デンマーク間国境地域にあるオーレサン地域の地域統合とならんで EU でもっとも先行的な越境地域協力の特徴が明らかにされる。上部ライン地域における越境地域協力の成立過程に特徴的なことは、越境協力の原動力が EU 加盟国ではないスイスの工業都市バーゼルの経済圏拡大にあり、これに後押しされるかたちで独仏間の越境協力が形成されたことである。越境協力の組織構造は、国レベルの3カ国の政府間委員会、州・県レベルの上部ライン議会（地方議会の代表者から構成）と上部ライン協議会（行政機関の代表者から構成）、ローカルレベルの Regio Trirhena から構成されている。Regio Trirhena は、それぞれスイス、フランス、ドイツ地域の越境地域協力組織である、Regio Basiliensis, Regio du Haut-Rhin, Freiburger Regio-Gesellschaft の協働によって運営されている。上部ライン地域におけるガバナンスにおいて特徴的なことは、商工会議所や経済団体、文化団体、労働組織といった自発的団体が国境を越えて水平的に協働していることであり、地方の議会や行政機関よりもむしろ、そのような自発的団体から構成される越境的協力組織 Regio が国境地域の経済協力と地域開発の計画立案・実施のコーディネーターの役割を担っていることである。

第13章では、ドイツ・フランス・スイスの3カ国が隣接するライン河上流地域におけるバイオ産業集積を EU における国境を越えた地域経済ガバナンスの先行例のひとつとして取りあげ、ライン河上流国境地域の越境的地域経済ガバナンスの構造を「改善されたコース/

「ウィリアムソンの枠組み」から分析する。ここで改善されたコース/「ウィリアムソンの枠組み」とは、市場 対 階層組織化という枠組みを超えた、「地域経済においておこなわれて多くの試みの本質は、地域経済の参加者である地方政府または企業家による市場の創生による起業の発生の問題である」という新たな問題状況に対応して定式化された取引費用経済学の展開であり、地域経済におけるガバナンス構造を分析するために、市場 対 階層組織という視点のみならず、*market place*（高度な技術者の集積、サプライヤーのネットワーク、イノベーションを生み出す高度な需要などの市場外部性）や企業内の組織文化・ケイパビリティといった視点が重視される。具体的には、ヨーロッパにおけるバイオテクノロジーの中心になりつつあるライン河上流地域の協力と提携が、バーゼル・ストラスブル・フライブルクに拠点をおく VioValley ネットワークと Interreg プログラムの調査にもとづいて分析され、バーゼルにおける金融機関や大規模製薬会社の存在、フライブルク大学やルイ・パスツール大学における知的資産の蓄積、高度な技術者の集積など、*market place* の構成要素が発生しつつある現状が明らかにされる。

第14章では、共生的な中小企業群による柔軟な専門化（flexible specialization）を基盤にしたイタリア北東部における産業地区の4つの事例（ベネト州2例、フリウリ・ヴェネチア・ジュリア州の2例）が紹介され、スキーブーツや眼鏡、椅子、ナイフなどを生産する中小企業群が中東欧の投資環境に関する情報を提供するインフォルメスト（州政府、商工会議所などによって1991年に設立された国際経済協力のためのサービスセンター）の支援を通じて中東欧への直接投資を通じて国際化するなかで、たとえば、技術革新・技術移転を支えるサービスセンターや越境的な教育訓練システムが必要になっていることが指摘され、産業地区の国際化のガバナンスの課題として、ローカル生産システム間の国境を越えた多面的な協力を支援する必要性が明らかにされる。

第15章では、構造政策の目的1の対象となる「開発の遅れた地域」であるスペイン・ポルトガル国境地域における Interreg IIIA によるプログラムの作成・実施過程が詳細に分析され、この越境協力の政策形成過程のガバナンスに中央政府、自治体、民間アクターがどのように参加しているのかが解明される。とくに、プログラムの作成および実施の機関におけるリージョン政府（NUTS 2 に当たるスペインの自治州）の参加が非常に高いこと、また地方政府（NUTS 3）や民間アクターの参加も少ないながら認めら今後拡大する可能性があること、などが強調される。EU の政策形成過程の性格規定をめぐっては、政府間交渉によるトップダウン式か、欧州委員会・中央政府・リージョン政府・地方政府のマルティレベル・ガバナンスか、という論争があるが、スペインの Interreg IIIA プログラムの事例からも分かるように、EU の国境を越える地域政策はマルティレベル・ガバナンスによって管理運営されているのである。

第16章では、EU の北の辺境に位置し「小さな開放経済」として成功をおさめたアイルランドにおける Interreg の試みが取りあげられ、EU の越境協力政策がアイルランドの後進地域の発展（国内格差問題の解決）とどのような接点をもつのかという視角から、アイルラ

ンドと北アイルランドの越境協力とアイルランドとウェールズの越境協力が詳しく分析され,とくに Interreg プログラムのガバナンスの仕組み（管理運営機構）と Interreg IIA および IIIA によるプロジェクトの特徴が明らかにされる。結論としては,アイルランドの国境周辺プログラムは政府主導で中央主権的に進められ,国境をはさむ両側の地方やリージョンのレベルのアクターが政策形成に参加するマルティレベル・ガバナンスにまでいたっていないこと,事業内容もハード面の整備（港湾設備の整備,道路整備など）が大きな割合をしめ国境を越える経済的・文化的交流にはいたっていないこと,しかし地方自治体・中小企業・大学などの国境を越えたネットワークの土台が Interreg の試みによって形成されより高次の越境協力の条件ができつつあること,などが指摘される。

第17章では,ギリシャとトルコのあいだに長らく深刻な対立関係が存在してきたが,1999年に両国で起きた大地震を契機に両国民のあいだに連帯感情が生まれ,さらに 1999 年 12 月の欧州理事会でギリシャが拒否権行使をしなかったおかげでトルコが EU 加盟国としての地域を確保できたことで両国の緊張緩和が急速に進み,Interreg IIIA が採択される以前から,両国のあいだで青少年交流などの市民レベルの越境プログラムや行政レベルでの越境プログラムが開始されたことが説明されたうえで,2003 年 12 月から 2006 年までという通常の半分の期間のあいだ実施されることになったギリシャ＝トルコ間の Interreg IIIA の制度的枠組みとプロジェクトの特徴（交通や通信など越境インフラの強化,越境起業活動の支援,教育機関の協力など）が明らかにされる。バルカン半島とヨーロッパの東端との結節点に当たる地政学的に重要な地域であるギリシャ・トルコ間の国境地域における Interreg IIIA の実施のインパクトとして,アキ・コミュノテールを受け入れて地方分権化を進めてきたトルコ側のリージョン・地方レベルの行政機関のプログラム運営能力が向上すること,EU の要求基準に沿うようにトルコが経済面での整備を強化すること、などが期待されると指摘される。

第18章では、Interreg IIIA によるドーヴァー海峡をはさんだイギリスとフランス間の越境地域協力が取りあげられ、この英仏の越境協力の特徴として、①地理的に隣接し文化的な一体性をもっている、ドイツ・オランダ国境地域における越境協力とは違って海峡を挟んだ越境地域協力であること、②労働市場のルールや地方分権のあり方の相違など、国家レベルの制度構造において大きな違いのある地域間の越境協力であること、③制度的な違いや文化的一体性の希薄さがあったにもかかわらず、ドーヴァー海峡トンネルの建設という交通政策の進展と連動して、比較的早くから海峡を挟んだ越境地域協力が進展したこと、などが指摘される。Interreg IIIA による英仏協力は、文化的相互理解や交通政策・環境政策などのプロジェクトの実施において成果をあげたが、国境を越えた地域統合の試みというよりも、国境の両側に位置する地域が共通課題を見出して協力するという「国際協力」的段階にある、と評価される。最後に、英仏の越境協力の成立過程には、ヨーロッパ的交通政策（ドーヴァー海峡トンネルの建設）に誘引されるトップダウン的側面と、英仏の地方自治体が環境問題などの共通問題を解決するために自発的に協力するというボトム

アップの側面が見られ、この二面性が英仏越境協力のガバナンス構造の「中間的な性格」として現れている、と結論づけられる。